

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【公開番号】特開2023-167021(P2023-167021A)

【公開日】令和5年11月22日(2023.11.22)

【年通号数】公開公報(特許)2023-220

【出願番号】特願2023-149352(P2023-149352)

【国際特許分類】

A 4 7 B 7 7 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

A 4 7 B 9 7 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

A 4 7 B 8 8 / 9 1 9 ( 2 0 1 7 . 0 1 )

A 4 7 B 7 7 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【F I】

A 4 7 B 7 7 / 0 0

A 4 7 B 9 7 / 0 0 M

A 4 7 B 8 8 / 9 1 9

A 4 7 B 7 7 / 0 4 Z

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年4月1日(2024.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天板と、前記天板の下側に設けられた収納部と、を有するキャビネット装置において、前記収納部は、物品が収納される収納本体部と、前記収納本体部の側方に設けられた側板部と、前記収納本体部の前方に設けられた前板部と、

30

前記前板部の側方に設けられたコンセント装置と、を有し、

前記コンセント装置は、前記側板部に固定されて、

プラグが挿し込まれるコンセントが前記収納本体部の前方に配置され、

前記コンセント装置と前記側板部とは、

前記コンセント装置に固定されるコンセント装置固定部と、前記コンセント装置固定部と接続され前記側板部に固定される側板固定部と、を有する固定部材によって固定されているキャビネット装置。

【請求項2】

40

前記コンセント装置の前面は、前記前板部の前面と同一平面上に配置されている請求項1に記載のキャビネット装置。

【請求項3】

前記コンセント装置と前記固定部材とは、前記コンセント装置側から挿通された固定具によって固定されている請求項1または2に記載のキャビネット装置。

【請求項4】

前記固定部材は、それぞれ前記側板固定部と連続し、互いに間隔をあけて配置された2つの前記コンセント装置固定部を有する請求項1から3のいずれか一項に記載のキャビネット装置。

【請求項5】

50

前記コンセント装置は、前記コンセントが設けられた本体部を有し、  
前記本体部は、上下方向に延びる長尺に形成され、  
前記本体部の上端部は、前記天板の下端面よりも下側に配置される請求項 1 から 4 のい  
ずれか一項に記載のキャビネット装置。

【請求項 6】

前記コンセント装置固定部と、前記側板固定部とは、一体に形成されている請求項 1 から  
5 のいずれか一項に記載のキャビネット装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するため、本発明に係るキャビネット装置は、天板と、前記天板の下側に設けられた収納部と、を有するキャビネット装置において、前記収納部は、物品が収納される収納本体部と、前記収納本体部の側方に設けられた側板部と、前記収納本体部の前方に設けられた前板部と、前記前板部の側方に設けられたコンセント装置と、を有し、

前記コンセント装置は、前記側板部に固定されて、プラグが挿し込まれるコンセントが  
前記収納本体部の前方に配置され、前記コンセント装置と前記側板部とは、前記コンセ  
ント装置に固定されるコンセント装置固定部と、前記コンセント装置固定部と接続され前記  
側板部に固定される側板固定部と、を有する固定部材によって固定されている。

20

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置は、前記側板部に固定されている。

このような構成とすることにより、コンセント装置を、収納部に対して確実に固定することができる。

30

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置と前記側板部とは、前記コンセント装置に固定されるコンセント装置固定部と、前記コンセント装置固定部と接続され前記側板部に固定される側板固定部と、を有する固定部材によって固定されている。

40

このように構成とすることにより、コンセント装置を収納部に容易に固定することができる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置の前面は、前記前板部の前面

50

と同一平面上に配置されていてもよい。

本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置と前記固定部材とは、前記コンセント装置側から挿通された固定具によって固定されていてもよい。

本発明に係るキャビネット装置では、前記固定部材は、それぞれ前記側板固定部と連続し、互いに間隔をあけて配置された2つの前記コンセント装置固定部を有していてもよい。

本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置は、前記コンセントが設けられた本体部を有し、前記本体部は、上下方向に延びる長尺に形成され、前記本体部の上端部は、前記天板の下端面よりも下側に配置されていてもよい。

本発明に係るキャビネット装置では、前記コンセント装置固定部と、前記側板固定部とは、一体に形成されていてもよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50